【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月8日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　金山　悦子（旧姓　小林）
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　　山﨑　誠吾
【電話番号】	03－6437－6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集総額　3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）
（以下「本ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円＊を上限とします。

＊　受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額＊です。

ただし、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＦＧＳ日株厳」）。

＊　本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した１万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

１円単位または１口単位として、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

（７）【申込期間】

2023年3月9日から2023年9月8日まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

（９）【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社が指定する日までにお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

（１１）【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

主として「日本長期成長株集中投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本の上場株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 (　　) 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型 (　　)

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (　　) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 (　　) 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (　　)	グローバル (　　) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (　) なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 (　　)	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 (　　)

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 年１回・・・目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み　2.ファンドの関係法人　①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　c．受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは、投資家と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。本ファンドの購入の申込みを行う投資家は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

＜ファンドのポイント＞

１．長期にわたり持続的な成長が期待できる日本の上場株式に投資します。
２．個別企業の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
３．確信度の高い25～40銘柄程度*に厳選してポートフォリオを構築します。
　* ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託します。投資顧問会社は運用の権限の委託を受けて、日本株式等の売買執行等を行います。

＜投資プロセス＞

本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが中心となって運用を行います。
日本株式運用チームは、500銘柄程度の投資ユニバースから、ボトムアップ手法により確信度の高い25～40銘柄程度*まで組入銘柄を厳選します。

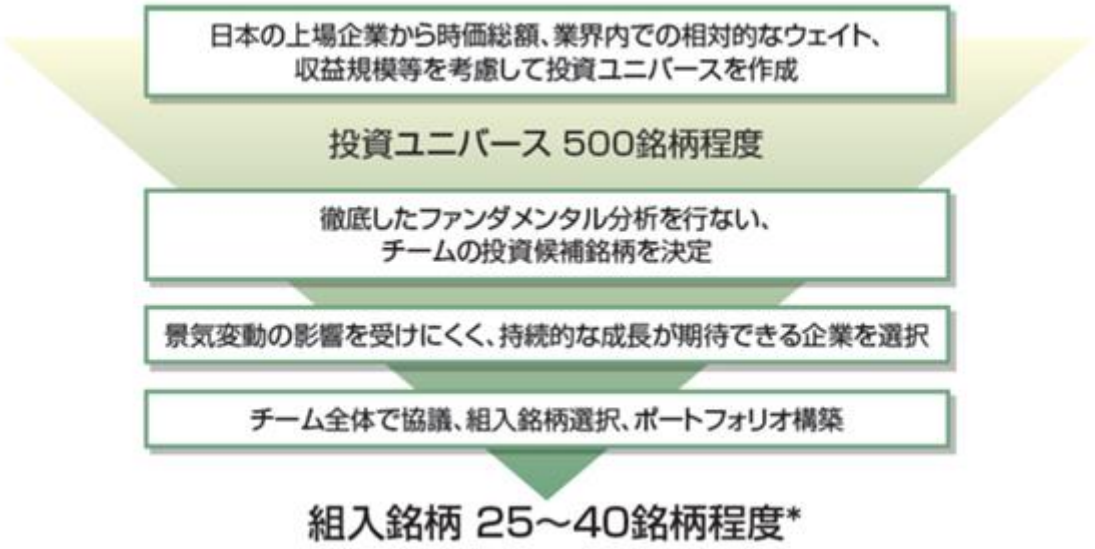

* ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記がその目的を達成できる保証はありません。また、上記は変更される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2016年9月26日　　本ファンドの信託設定日および運用開始日
（2002年1月31日　　マザーファンドの信託設定日および運用開始日）

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

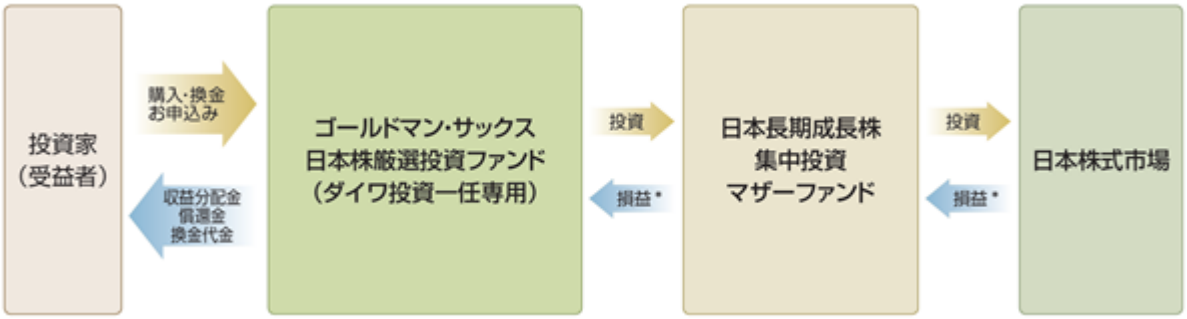

*　損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

また、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

ｃ．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

ｄ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

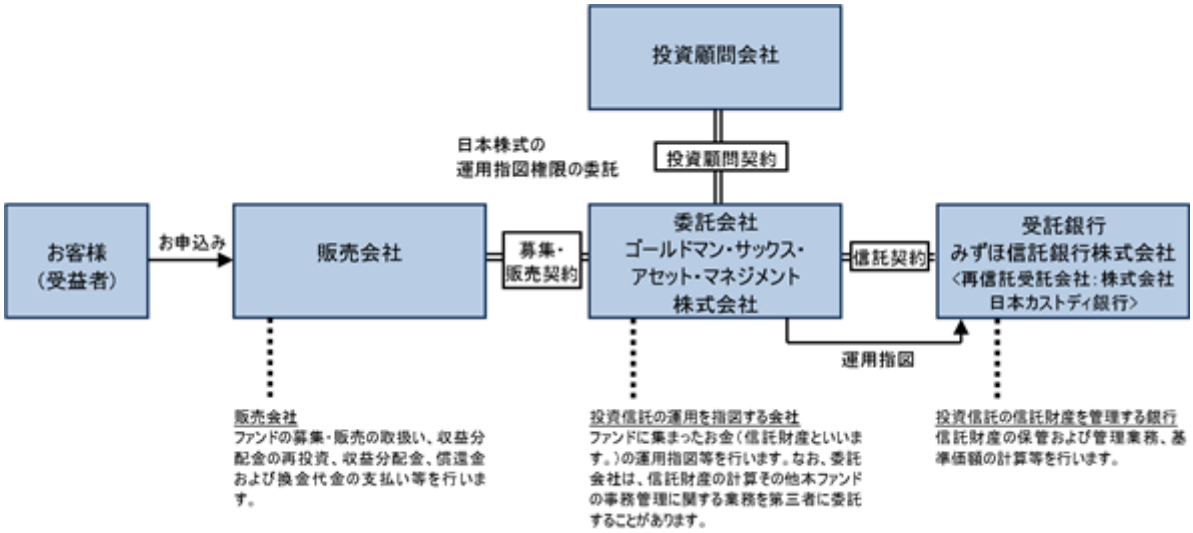

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2022年6月末現在、グループ全体で2兆2,708億米ドル（約310兆円*）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝ 136.68円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年２月６日　会社設立

2002年４月１日　ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

・主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。

・投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。

・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

・個別企業の分析を重視したボトムアップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。

・事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。

・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドが日本株式の運用の指図にかかる権限を委託する関連会社の詳細は以下の通りです。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。)

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

19．外国法人が発行する譲渡性預金証書

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

22．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23．抵当証券(金融商品取引法第2条第１項第16号で定めるものをいいます。)

なお、１．の証券または証書、13．ならびに18．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および13．ならびに18．の証券または証書のうち２．から６．までの証券または証書の性質を有するものおよび15．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14．の証券および15．の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし６．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
３．信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
４．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
５．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
６．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
７．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
８．信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(注)　本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが中心となって運用を行います。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

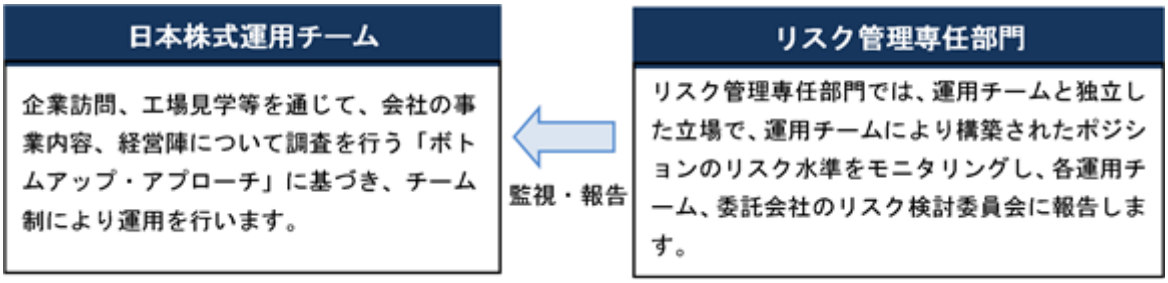

（注１）　リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）　上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（４）【分配方針】

年１回の決算時（毎年6月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
※ 分配金支払いコースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．株式への実質投資割合には制限を設けません。
２．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
３．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
４．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。
５．投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
６．外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
７．株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
８．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
９．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

２．信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

３．有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

５．先物取引等の運用指図（信託約款第27条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

６．スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

７．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

８．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

９．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第39条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

１．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

２．集中投資リスク

本ファンドは、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。本ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の動きにかかわらずより大きく変動する可能性や、市場全体の動きとは異なる動きをする可能性があります。また、解約資金手当て等のために、本ファンドが投資する特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

３．流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

４．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(f) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30％の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30％の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30％の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注１）　リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）　上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

●グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
●すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、一部解約の実行の請求日の基準価額に対し0.1%の信託財産留保額をご負担いただきます。

信託財産留保額は、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に、年率0.913%（税抜0.83%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等	年率0.77% （税抜0.7%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.11% （税抜0.1%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行　等	年率0.033% （税抜0.03%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%*2
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	譲渡益×20.315%*2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%*2

*1　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」　「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
*2　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」　「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用あり。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

(2022年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	24,049,657,121	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△9,364,659	△0.04
合計（純資産総額）	―	24,040,292,462	100.00

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜日本長期成長株集中投資マザーファンド＞

(2022年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	213,741,511,800	97.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	6,363,197,553	2.89
合計（純資産総額）	―	220,104,709,353	100.00

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本長期成長株集中投資マザーファンド	4,859,694,698	4.7025	22,852,890,409	4.9488	24,049,657,121	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2022年12月30日現在)

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜日本長期成長株集中投資マザーファンド＞

（2022年12月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,211,800	11,057.87	13,399,926,866	10,035.00	12,160,413,000	5.52
2	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	699,300	12,701.76	8,882,344,450	17,050.00	11,923,065,000	5.42
3	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,826,000	2,498.10	9,557,730,600	2,827.50	10,818,015,000	4.91
4	日本	株式	オリンパス	精密機器	4,469,200	2,729.36	12,198,055,712	2,352.00	10,511,558,400	4.78
5	日本	株式	オリックス	その他金融業	4,788,600	2,287.63	10,954,545,018	2,118.50	10,144,649,100	4.61
6	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	5,232,400	1,898.94	9,936,013,656	1,932.00	10,108,996,800	4.59
7	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	1,120,600	7,723.08	8,654,483,448	8,480.00	9,502,688,000	4.32
8	日本	株式	アシックス	その他製品	3,223,700	2,444.12	7,879,109,644	2,914.00	9,393,861,800	4.27
9	日本	株式	味の素	食料品	2,283,800	3,127.76	7,143,178,288	4,031.00	9,205,997,800	4.18
10	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2,161,900	4,237.85	9,161,807,915	4,177.00	9,030,256,300	4.10
11	日本	株式	カプコン	情報・通信業	1,931,700	3,701.99	7,151,134,083	4,210.00	8,132,457,000	3.69
12	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	635,500	12,457.84	7,916,957,320	12,705.00	8,074,027,500	3.67
13	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	1,516,800	4,359.11	6,611,898,048	5,068.00	7,687,142,400	3.49
14	日本	株式	イビデン	電気機器	1,475,300	4,290.69	6,330,054,957	4,785.00	7,059,310,500	3.21
15	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	2,234,900	3,628.77	8,109,938,073	3,115.00	6,961,713,500	3.16
16	日本	株式	富士電機	電気機器	1,352,000	5,809.03	7,853,808,560	5,030.00	6,800,560,000	3.09
17	日本	株式	協和キリン	医薬品	2,207,200	2,901.53	6,404,257,016	3,020.00	6,665,744,000	3.03
18	日本	株式	ＳＨＩＦＴ	情報・通信業	275,300	18,025.59	4,962,444,927	23,340.00	6,425,502,000	2.92
19	日本	株式	キーエンス	電気機器	122,000	51,052.05	6,228,350,553	51,420.00	6,273,240,000	2.85
20	日本	株式	信越化学工業	化学	384,600	17,198.15	6,614,408,490	16,225.00	6,240,135,000	2.84
21	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	773,800	6,053.61	4,684,283,418	6,320.00	4,890,416,000	2.22
22	日本	株式	第一三共	医薬品	1,141,400	3,446.32	3,933,629,648	4,250.00	4,850,950,000	2.20
23	日本	株式	栗田工業	機械	827,600	5,067.72	4,194,045,072	5,460.00	4,518,696,000	2.05
24	日本	株式	ＳＭＣ	機械	81,300	61,261.70	4,980,576,210	55,580.00	4,518,654,000	2.05
25	日本	株式	オービック	情報・通信業	229,300	19,355.36	4,438,185,843	19,410.00	4,450,713,000	2.02
26	日本	株式	日本電産	電気機器	608,700	8,312.70	5,059,940,490	6,839.00	4,162,899,300	1.89
27	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	549,500	5,066.33	2,783,948,335	5,644.00	3,101,378,000	1.41
28	日本	株式	ベイカレント・コンサルティング	サービス業	712,000	3,253.26	2,316,321,120	4,115.00	2,929,880,000	1.33
29	日本	株式	テルモ	精密機器	745,600	4,450.93	3,318,613,408	3,746.00	2,793,017,600	1.27
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	120,000	20,905.19	2,508,622,800	20,200.00	2,424,000,000	1.10

種類別及び業種別投資比率

（2022年12月30日現在）

国内／外国	業種	投資比率（%）
国内	食料品	4.18
	化学	6.33
	医薬品	5.23
	機械	5.21
	電気機器	23.10
	精密機器	10.61
	その他製品	4.27
	情報・通信業	17.80
	小売業	5.42
	保険業	4.91
	その他金融業	4.61
	サービス業	5.43
合計		97.11

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2022年12月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜日本長期成長株集中投資マザーファンド＞

（2022年12月30日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2022年12月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜日本長期成長株集中投資マザーファンド＞

（2022年12月30日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年12月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額（円） (分配落)	１口当たり 純資産額（円） (分配付)
第１計算期間末　(2017年６月15日)	739	739	1.1913	1.1913
第２計算期間末　(2018年６月15日)	1,802	1,802	1.5042	1.5042
第３計算期間末　(2019年６月17日)	2,832	2,832	1.3757	1.3757
第４計算期間末　(2020年６月15日)	6,520	6,520	1.5856	1.5856
第５計算期間末　(2021年６月15日)	18,024	18,024	2.1213	2.1213
第６計算期間末　(2022年６月15日)	22,368	22,368	1.8914	1.8914
2021年12月末日	24,788	－	2.3596	－
2022年１月末日	22,507	－	2.0979	－
２月末日	22,046	－	2.0462	－
３月末日	23,504	－	2.1193	－
４月末日	23,116	－	2.0066	－
５月末日	23,873	－	2.0131	－
６月末日	22,557	－	1.8986	－
７月末日	24,926	－	2.0365	－
８月末日	25,249	－	2.0554	－
９月末日	22,552	－	1.9153	－
10月末日	24,626	－	2.0739	－
11月末日	25,998	－	2.1536	－
12月末日	24,040	－	2.0062	－

(注)　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間	2016年９月26日～2017年６月15日	0.0000
第２計算期間	2017年６月16日～2018年６月15日	0.0000
第３計算期間	2018年６月16日～2019年６月17日	0.0000
第４計算期間	2019年６月18日～2020年６月15日	0.0000
第５計算期間	2020年６月16日～2021年６月15日	0.0000
第６計算期間	2021年６月16日～2022年６月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第１計算期間	2016年９月26日～2017年６月15日	19.1
第２計算期間	2017年６月16日～2018年６月15日	26.3
第３計算期間	2018年６月16日～2019年６月17日	△8.5
第４計算期間	2019年６月18日～2020年６月15日	15.3
第５計算期間	2020年６月16日～2021年６月15日	33.8
第６計算期間	2021年６月16日～2022年６月15日	△10.8
第７中間計算期間	2022年６月16日～2022年12月15日	14.5

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１計算期間	2016年９月26日～2017年６月15日	669,041,399	48,398,657	620,642,742
第２計算期間	2017年６月16日～2018年６月15日	782,499,474	205,023,184	1,198,119,032
第３計算期間	2018年６月16日～2019年６月17日	1,342,488,017	482,001,776	2,058,605,273
第４計算期間	2019年６月18日～2020年６月15日	2,977,028,916	923,224,578	4,112,409,611
第５計算期間	2020年６月16日～2021年６月15日	7,911,872,579	3,526,997,447	8,497,284,743
第６計算期間	2021年６月16日～2022年６月15日	5,907,484,059	2,578,169,172	11,826,599,630
第７中間計算期間	2022年６月16日～2022年12月15日	2,035,025,844	2,000,604,288	11,861,021,186

（注）　設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2022年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

2016年9月26日(設定日)～2022年12月30日

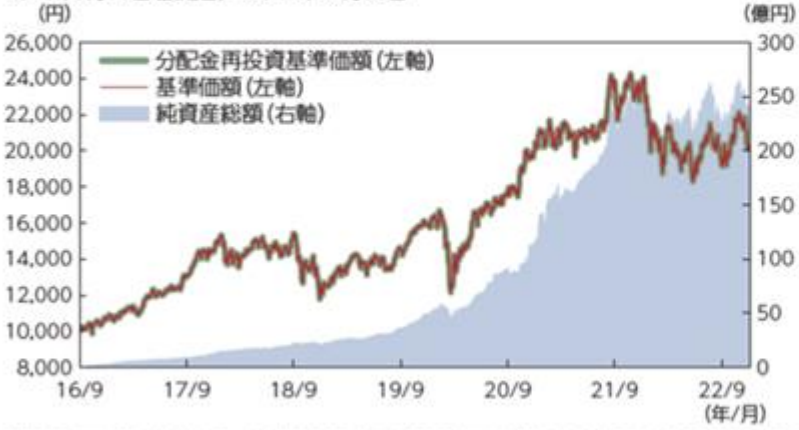

基準価額・純資産総額

基準価額	20,062円
純資産総額	240.4億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	−6.84%
3ヵ月	4.75%
6ヵ月	5.67%
1年	−14.98%
3年	26.24%
5年	39.27%
設定来	100.62%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	18/6/15	19/6/17	20/6/15	21/6/15	22/6/15	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	業種	比率
1	ソニーグループ	電気機器	5.5%
2	ニトリホールディングス	小売業	5.4%
3	東京海上ホールディングス	保険業	4.9%
4	オリンパス	精密機器	4.8%
5	オリックス	その他金融業	4.6%
6	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	4.6%
7	アドバンテスト	電気機器	4.3%
8	アシックス	その他製品	4.3%
9	味の素	食料品	4.2%
10	リクルートホールディングス	サービス業	4.1%

年間収益率の推移

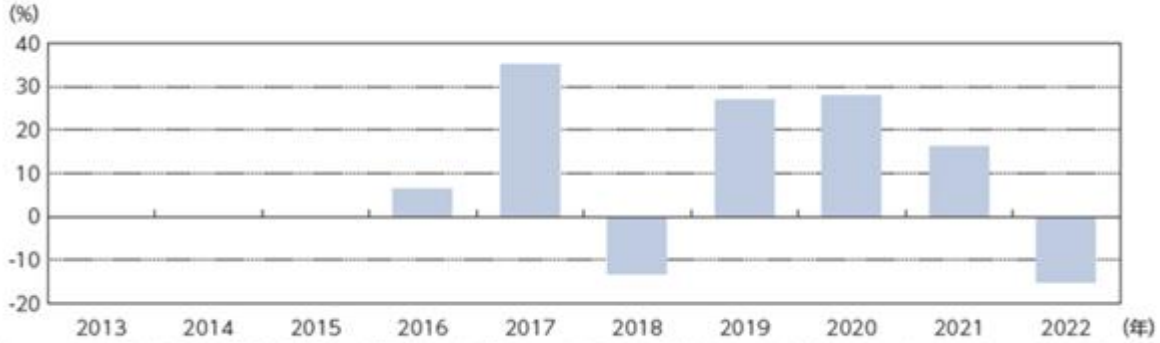

●当ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。●当ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。●2016年は設定日(9月26日)から年末までの収益率を表示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 本ファンドは、投資家と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。本ファンドの購入の申込みを行う投資家は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後３時＊までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金支払いコース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(4) お買付価額は、取得申込日の基準価額です。ただし、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＦＧＳ日株厳」）。

(5) お買付単位は、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位とします。積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(6) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後３時＊までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位とします。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取額は、当該解約価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＦＧＳ日株厳」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記(3)に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＦＧＳ日株厳」）。年１回（６月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2016年９月26日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)　その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は信託契約締結日から2017年6月15日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ ③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑦　監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

ｂ．約款変更等

①　委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本ｂ．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、①の事項(①の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

ｃ．反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｄ．関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務
(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｇ．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

ｊ．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所

・他の受益者が有する受益権の内容

ｌ．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、積立投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（分配金支払いコースの場合）および交付開始前（分配金再投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第６期計算期間（2021年６月16日から2022年６月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第５期 （2021年６月15日現在）	第６期 （2022年６月15日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	18,095,690,388	22,475,580,146
未収入金	11,211,264	263,261,216
流動資産合計	18,106,901,652	22,738,841,362
資産合計	18,106,901,652	22,738,841,362
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,211,264	263,261,216
未払受託者報酬	2,521,110	3,789,516
未払委託者報酬	67,229,471	101,053,778
その他未払費用	997,432	2,206,184
流動負債合計	81,959,277	370,310,694
負債合計	81,959,277	370,310,694
純資産の部		
元本等		
元本	8,497,284,743	11,826,599,630
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,527,657,632	10,541,931,038
（分配準備積立金）	2,310,933,605	1,908,778,748
元本等合計	18,024,942,375	22,368,530,668
純資産合計	18,024,942,375	22,368,530,668
負債純資産合計	18,106,901,652	22,738,841,362

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５期 自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,991,782,166	△2,591,928,877
営業収益合計	2,991,782,166	△2,591,928,877
営業費用		
受託者報酬	3,948,806	7,368,384
委託者報酬	105,301,420	196,490,198
その他費用	1,771,401	3,705,642
営業費用合計	111,021,627	207,564,224
営業利益又は営業損失（△）	2,880,760,539	△2,799,493,101
経常利益又は経常損失（△）	2,880,760,539	△2,799,493,101
当期純利益又は当期純損失（△）	2,880,760,539	△2,799,493,101
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	868,582,661	74,816,571
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,408,141,922	9,527,657,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,717,825,128	6,836,555,410
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,717,825,128	6,836,555,410
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,610,487,296	2,947,972,332
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,610,487,296	2,947,972,332
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,527,657,632	10,541,931,038

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第５期 自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

第６期（2022年６月15日現在）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第５期 （2021年６月15日現在）	第６期 （2022年６月15日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	4,112,409,611円	8,497,284,743円
期中追加設定元本額	7,911,872,579円	5,907,484,059円
期中一部解約元本額	3,526,997,447円	2,578,169,172円
２．受益権の総数	8,497,284,743口	11,826,599,630口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第５期 自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	142,259,174円	97,257,077円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,869,918,704円	－円
収益調整金額	7,216,724,027円	8,633,152,290円
分配準備積立金額	298,755,727円	1,811,521,671円
本ファンドの分配対象収益額	9,527,657,632円	10,541,931,038円
本ファンドの期末残存口数	8,497,284,743口	11,826,599,630口
10,000口当たり収益分配対象額	11,212円	8,913円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第５期 自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第５期 自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第５期 （2021年６月15日現在）	第６期 （2022年６月15日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	2,109,446,625	△2,668,501,074
合計	2,109,446,625	△2,668,501,074

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第５期 （2021年６月15日現在）	第６期 （2022年６月15日現在）
１口当たり純資産額	2.1213円	1.8914円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	日本長期成長株集中投資マザーファンド	4,839,598,662	22,475,580,146	－
合計			4,839,598,662	22,475,580,146	－

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本長期成長株集中投資マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（2021年６月15日現在） 金額（円）	（2022年６月15日現在） 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		5,647,422,263	5,606,103,392
株式		156,581,000,190	194,840,880,000
未収入金		776,707,108	978,267,738
未収配当金		357,546,900	728,192,250
流動資産合計		163,362,676,461	202,153,443,380
資産合計		163,362,676,461	202,153,443,380
負債の部			
流動負債			
未払金		796,223,900	512,497,725
未払解約金		213,004,744	310,282,596
未払利息		12,659	13,462
流動負債合計		1,009,241,303	822,793,783
負債合計		1,009,241,303	822,793,783
純資産の部			
元本等			
元本		31,461,602,314	43,351,771,601
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		130,891,832,844	157,978,877,996
元本等合計		162,353,435,158	201,330,649,597
純資産合計		162,353,435,158	201,330,649,597
負債純資産合計		163,362,676,461	202,153,443,380

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 　移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 　同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

　財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

（2022年６月15日現在）

　「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2021年６月15日現在）	（2022年６月15日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	30,921,209,724円	31,461,602,314円
期中追加設定元本額	16,957,196,169円	24,295,354,612円
期中一部解約元本額	16,416,803,579円	12,405,185,325円
期末元本額	31,461,602,314円	43,351,771,601円
元本の内訳		
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　毎月決算コース	1,574,960,590円	3,972,915,379円
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　マーケット・ニュートラル・コース	549,620,947円	1,066,441,991円
ＧＳ　日本成長株集中投資ファンド（ＳＭＡ専用）	115,053,630円	118,878,152円
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　年２回決算コース	2,195,542,774円	3,204,345,622円
ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）	3,506,644,909円	4,839,598,662円
日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）	16,191,879,194円	22,882,804,611円
日本株集中投資・絶対収益追求ファンド（適格機関投資家専用）	4,191,828,277円	4,324,507,740円
日本フォーカス・グロースＦ（適格機関投資家専用）	3,136,071,993円	2,942,279,444円
２．受益権の総数	31,461,602,314口	43,351,771,601口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2020年６月16日 至　2021年６月15日	自　2021年６月16日 至　2022年６月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2021年６月15日現在）	（2022年６月15日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	23,588,495,961	△26,235,285,110
合計	23,588,495,961	△26,235,285,110

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自　2020年６月16日 至　2021年６月15日			自　2021年６月16日 至　2022年６月15日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等売買手数料	株式 4,173,554円	－	有価証券等売買手数料	株式 4,308,638円	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

（１口当たり情報）

区分	（2021年６月15日現在）	（2022年６月15日現在）
１口当たり純資産額	5.1604円	4.6441円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①　有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	味の素	3,310,400	3,044.00	10,076,857,600	
	信越化学工業	736,700	17,300.00	12,744,910,000	
	ユニ・チャーム	1,387,400	4,181.00	5,800,719,400	
	協和キリン	1,914,500	2,822.00	5,402,719,000	
	第一三共	1,054,900	3,081.00	3,250,146,900	
	ＳＭＣ	112,200	60,730.00	6,813,906,000	
	ダイキン工業	65,800	19,885.00	1,308,433,000	
	栗田工業	1,040,700	5,030.00	5,234,721,000	
	イビデン	1,197,500	4,105.00	4,915,737,500	
	富士電機	1,116,600	5,780.00	6,453,948,000	
	日本電産	1,078,400	8,243.00	8,889,251,200	
	ソニーグループ	1,182,200	11,115.00	13,140,153,000	
	アドバンテスト	1,093,200	7,730.00	8,450,436,000	
	キーエンス	69,000	46,250.00	3,191,250,000	
	浜松ホトニクス	528,300	5,750.00	3,037,725,000	
	太陽誘電	820,600	5,160.00	4,234,296,000	
	オリンパス	4,350,200	2,705.00	11,767,291,000	
	ＨＯＹＡ	934,000	12,215.00	11,408,810,000	
	朝日インテック	1,148,500	1,780.00	2,044,330,000	
	アシックス	2,723,700	2,437.00	6,637,656,900	
	ＳＨＩＦＴ	230,200	17,390.00	4,003,178,000	
	野村総合研究所	1,589,500	3,645.00	5,793,727,500	
	オービック	122,400	18,350.00	2,246,040,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	4,228,900	1,859.00	7,861,525,100	
	ソフトバンクグループ	705,100	5,028.00	3,545,242,800	
	ニトリホールディングス	577,200	12,155.00	7,015,866,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ファーストリテイリング	22,600	67,140.00	1,517,364,000	
	東京海上ホールディングス	1,266,200	7,435.00	9,414,197,000	
	オリックス	4,164,200	2,314.50	9,638,040,900	
	リクルートホールディングス	1,503,600	4,017.00	6,039,961,200	
	ベイカレント・コンサルティング	93,600	31,650.00	2,962,440,000	
合計				194,840,880,000	

（イ）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第７期中間計算期間（2022年６月16日から2022年12月15日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第６期 （2022年６月15日現在）	第７期中間計算期間 （2022年12月15日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	22,475,580,146	25,797,423,254
未収入金	263,261,216	40,981,954
流動資産合計	22,738,841,362	25,838,405,208
資産合計	22,738,841,362	25,838,405,208
負債の部		
流動負債		
未払解約金	263,261,216	40,981,954
未払受託者報酬	3,789,516	4,025,642
未払委託者報酬	101,053,778	107,350,442
その他未払費用	2,206,184	1,738,045
流動負債合計	370,310,694	154,096,083
負債合計	370,310,694	154,096,083
純資産の部		
元本等		
元本	11,826,599,630	11,861,021,186
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,541,931,038	13,823,287,939
（分配準備積立金）	1,908,778,748	1,615,592,326
元本等合計	22,368,530,668	25,684,309,125
純資産合計	22,368,530,668	25,684,309,125
負債純資産合計	22,738,841,362	25,838,405,208

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第６期中間計算期間 自　2021年６月16日 至　2021年12月15日	第７期中間計算期間 自　2022年６月16日 至　2022年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,175,972,734	3,408,656,612
営業収益合計	2,175,972,734	3,408,656,612
営業費用		
受託者報酬	3,578,868	4,025,642
委託者報酬	95,436,420	107,350,442
その他費用	1,499,458	1,738,045
営業費用合計	100,514,746	113,114,129
営業利益又は営業損失（△）	2,075,457,988	3,295,542,483
経常利益又は経常損失（△）	2,075,457,988	3,295,542,483
中間純利益又は中間純損失（△）	2,075,457,988	3,295,542,483
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	149,045,314	312,618,219
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,527,657,632	10,541,931,038
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,797,585,474	2,097,958,691
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,797,585,474	2,097,958,691
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,249,271,380	1,799,526,054
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,249,271,380	1,799,526,054
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	14,002,384,400	13,823,287,939

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日	第７期中間計算期間 自　2022年６月16日 至　2022年12月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第６期 （2022年６月15日現在）	第７期中間計算期間 （2022年12月15日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	8,497,284,743円	11,826,599,630円
期中追加設定元本額	5,907,484,059円	2,035,025,844円
期中一部解約元本額	2,578,169,172円	2,000,604,288円
２．受益権の総数	11,826,599,630口	11,861,021,186口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第６期 自　2021年６月16日 至　2022年６月15日	第７期中間計算期間 自　2022年６月16日 至　2022年12月15日
１．中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第６期 （2022年６月15日現在）	第７期中間計算期間 （2022年12月15日現在）
１口当たり純資産額	1.8914円	2.1654円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本長期成長株集中投資マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（2022年６月15日現在）	（2022年12月15日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		5,606,103,392	3,671,387,317
株式		194,840,880,000	230,964,164,300
未収入金		978,267,738	4,264,942,562
未収配当金		728,192,250	26,780,000
流動資産合計		202,153,443,380	238,927,274,179
資産合計		202,153,443,380	238,927,274,179
負債の部			
流動負債			
未払金		512,497,725	－
未払解約金		310,282,596	136,302,054
未払利息		13,462	9,920
流動負債合計		822,793,783	136,311,974
負債合計		822,793,783	136,311,974
純資産の部			
元本等			
元本		43,351,771,601	44,722,263,844
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		157,978,877,996	194,068,698,361
元本等合計		201,330,649,597	238,790,962,205
純資産合計		201,330,649,597	238,790,962,205
負債純資産合計		202,153,443,380	238,927,274,179

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2021年６月16日 至　2022年６月15日	自　2022年６月16日 至　2022年12月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2022年６月15日現在）	（2022年12月15日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	31,461,602,314円	43,351,771,601円
期中追加設定元本額	24,295,354,612円	6,736,656,102円
期中一部解約元本額	12,405,185,325円	5,366,163,859円
期末元本額	43,351,771,601円	44,722,263,844円
元本の内訳		
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　毎月決算コース	3,972,915,379円	3,632,197,330円
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　マーケット・ニュートラル・コース	1,066,441,991円	816,086,582円
ＧＳ　日本成長株集中投資ファンド（ＳＭＡ専用）	118,878,152円	89,314,721円
ＧＳ　日本フォーカス・グロース　年２回決算コース	3,204,345,622円	3,222,455,697円
ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）	4,839,598,662円	4,831,521,005円
日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）	22,882,804,611円	25,662,990,983円
日本株集中投資・絶対収益追求ファンド（適格機関投資家専用）	4,324,507,740円	3,510,422,796円
日本フォーカス・グロースＦ（適格機関投資家専用）	2,942,279,444円	2,957,274,730円
２．受益権の総数	43,351,771,601口	44,722,263,844口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2021年６月16日 至　2022年６月15日	自　2022年６月16日 至　2022年12月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2022年６月15日現在）	（2022年12月15日現在）
１口当たり純資産額	4.6441円	5.3394円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年12月30日現在)

Ⅰ	資産総額	24,062,396,165円
Ⅱ	負債総額	22,103,703円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	24,040,292,462円
Ⅳ	発行済口数	11,982,707,117口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0062円

参考情報

＜日本長期成長株集中投資マザーファンド＞

(2022年12月30日現在)

Ⅰ	資産総額	220,177,472,712円
Ⅱ	負債総額	72,763,359円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	220,104,709,353円
Ⅳ	発行済口数	44,476,000,045口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.9488円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

a　受益権の名義書換

該当事項はありません。

b　受益者に対する特典

該当事項はありません。

c　受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d　そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

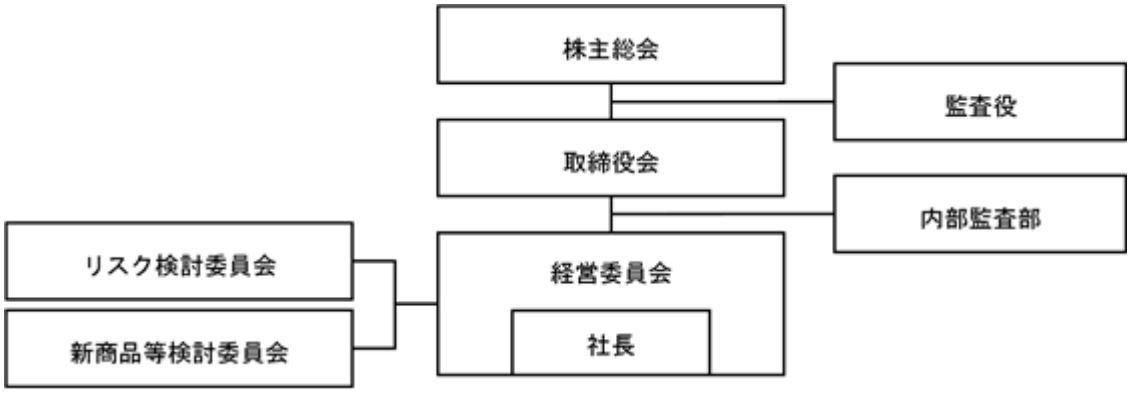

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2022年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	127	3,453,467,838,049
単位型株式投資信託	3	113,923,096,981
合計	130	3,567,390,935,030

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第27期事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度の中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第26期 （2020年12月31日現在）			第27期 （2021年12月31日現在）		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			3,988,117			5,300,580	
短期貸付金			13,342,808			19,685,566	
支払委託金			12			12	
収益分配金		12			12		
前払費用			230,502			293,390	
未収委託者報酬			3,968,522			4,712,043	
未収運用受託報酬			1,971,086			1,806,227	
未収収益			10,811			76,694	
その他流動資産			475			1,201	
流動資産計			23,512,335	90.2		31,875,717	92.4
固定資産							
無形固定資産			373,458			232,062	
ソフトウェア		373,458			232,062		
投資その他の資産			2,184,808			2,398,920	
投資有価証券		622,207			102,402		
長期差入保証金		48,548			45,217		
繰延税金資産		1,315,564			1,875,085		
その他の投資等		198,487			376,214		
固定資産計			2,558,266	9.8		2,630,982	7.6
資産合計			26,070,602	100.0		34,506,699	100.0

期別		第26期 （2020年12月31日現在）			第27期 （2021年12月31日現在）		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			99,229			98,250	
未払金			3,013,716			3,944,504	
未払収益分配金		158			80		
未払手数料		1,640,148			2,082,740		
その他未払金		1,373,409			1,861,684		
未払費用	＊1		2,986,919			3,665,192	
一年内返済予定の関係会社長期借入金			4,000,000			2,000,000	
未払法人税等			861,944			1,851,474	
未払消費税等			605,302			835,489	
その他流動負債			195,869			206,851	
流動負債計			11,762,981	45.1		12,601,763	36.5
固定負債							
関係会社長期借入金			2,000,000			5,000,000	
退職給付引当金			382,052			453,175	
長期未払費用	＊1		1,228,851			1,926,450	
固定負債計			3,610,904	13.9		7,379,625	21.4
負債合計			15,373,885	59.0		19,981,389	57.9

期別		第26期 （2020年12月31日現在）			第27期 （2021年12月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			9,731,934			13,644,338	
その他利益剰余金		9,731,934			13,644,338		
繰越利益剰余金		9,731,934			13,644,338		
株主資本合計			10,611,934	40.7		14,524,338	42.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		84,781			972		
評価・換算差額等合計			84,781	0.3		972	0.0
純資産合計			10,696,716	41.0		14,525,310	42.1
負債・純資産合計			26,070,602	100.0		34,506,699	100.0

（２）【損益計算書】

期別				第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）			第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			26,069,145			36,507,456	
		運用受託報酬	＊２		8,163,247			10,477,787	
		その他営業収益	＊２		4,447,923			4,830,349	
		営業収益計			38,680,316	100.0		51,815,594	100.0
		営業費用							
		支払手数料			11,918,306			17,117,709	
		広告宣伝費			91,343			97,432	
		調査費			11,053,082			14,970,069	
		委託調査費	＊２	11,053,082			14,970,069		
		委託計算費			289,006			359,564	
		営業雑経費			302,198			319,051	
		通信費		32,119			26,474		
		印刷費		226,826			248,216		
		協会費		43,252			44,360		
		営業費用計			23,653,937	61.2		32,863,826	63.4
		一般管理費							
		給料			6,981,708			7,979,647	
		役員報酬		243,660			217,075		
		給料・手当		3,380,759			3,516,747		
		賞与		1,402,186			1,947,536		
		株式従業員報酬	＊１	619,783			954,587		
		その他の報酬		1,335,318			1,343,699		
		交際費			29,746			31,673	
		寄付金			225,048			89,689	
		旅費交通費			84,258			51,224	
		租税公課			133,009			172,609	
		退職給付費用			255,577			225,127	
		固定資産減価償却費			83,090			251,336	
		事務委託費			2,143,277			2,809,506	
		諸経費			857,945			911,677	
		一般管理費計			10,793,662	27.9		12,522,492	24.2
	営業利益				4,232,715	10.9		6,429,274	12.4

期別				第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）			第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		収益分配金			26,010			62,827	
		受取利息			47,837			63,078	
		為替差益			21,365			―	
		投資有価証券売却益			―			144,479	
		雑益			―			1,354	
		営業外収益計			95,213	0.2		271,739	0.5
		営業外費用							
		支払利息	＊２		37,135			77,330	
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		248,579			692,245	
		為替差損			―			19,128	
		投資有価証券売却損			212			―	
		雑損			34			―	
		営業外費用計			285,961	0.7		788,703	1.5
経常利益					4,041,967	10.4		5,912,310	11.4
税引前当期純利益					4,041,967	10.4		5,912,310	11.4
法人税、住民税及び事業税					1,535,106	4.0		2,522,432	4.9
法人税等調整額					△148,188	△0.4		△522,524	△1.0
当期純利益					2,655,049	6.9		3,912,403	7.6

（３）【株主資本等変動計算書】

第26期
（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2020年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	12,076,885	12,076,885	12,956,885	82,035	82,035	13,038,920
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000			△5,000,000
当期純利益				2,655,049	2,655,049	2,655,049			2,655,049
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							2,746	2,746	2,746
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△2,344,951	△2,344,951	△2,344,951	2,746	2,746	△2,342,204
2020年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716

第27期
（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2021年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,912,403	3,912,403	3,912,403			3,912,403
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△83,809	△83,809	△83,809
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,912,403	3,912,403	3,912,403	△83,809	△83,809	3,828,594
2021年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 　時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 　移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 　貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 　当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 　金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
４．収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用しております。
５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 　役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（収益認識に関する注記）

第26期 （2020年12月31日現在）	第27期 （2021年12月31日現在）
当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 １．委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ２．運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 ３．その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 ４．成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。	同左

（貸借対照表関係）

第26期 （2020年12月31日現在）	第27期 （2021年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,440,736千円 固定負債 長期未払費用　1,203,974千円	＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,521,506千円 固定負債 長期未払費用　1,834,697千円

（損益計算書関係）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　3,737,721千円 その他営業収益　4,103,810千円 営業費用 委託調査費　11,053,082千円 営業外費用 株式従業員報酬　235,480千円 支払利息　37,135千円	＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,286,529千円 その他営業収益　4,541,068千円 営業費用 委託調査費　14,970,069千円 営業外費用 株式従業員報酬　692,245千円 支払利息　77,330千円

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年12月15日臨時株主総会	普通株式	5,000,000	781,250	2020年12月17日	2020年12月17日

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）	第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）
(1) 金融商品の状況に関する事項 ①　金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や関係会社長期借入金であります。 ②　金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。 また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。 流動性および資金調達リスク 当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,988,117	3,988,117	－
短期貸付金	13,342,808	13,342,808	－
未収委託者報酬	3,968,522	3,968,522	－
未収運用受託報酬	1,971,086	1,971,086	－
投資有価証券			
その他投資有価証券	622,207	622,207	－
その他未払金	1,373,409	1,373,409	－
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	－
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	－

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,988,117	－	－	－	－	－
短期貸付金	13,342,808	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	3,968,522	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	1,971,086	－	－	－	－	－

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	－	－	－	－	－
関係会社長期借入金	－	2,000,000	－	－	－	－

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,300,580	5,300,580	―
短期貸付金	19,685,566	19,685,566	―
未収委託者報酬	4,712,043	4,712,043	―
未収運用受託報酬	1,806,227	1,806,227	―
投資有価証券			
その他投資有価証券	102,402	102,402	―
未払手数料	2,082,740	2,082,740	―
その他未払金	1,861,684	1,861,684	―
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	―
関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	―

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,300,580	―	―	―	―	―
短期貸付金	19,685,566	―	―	―	―	―
未収委託者報酬	4,712,043	―	―	―	―	―
未収運用受託報酬	1,806,227	―	―	―	―	―

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	―	―	―	―	―
関係会社長期借入金	―	5,000,000	―	―	―	―

（有価証券関係）

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資証券	500,000	622,207	122,207

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
13,788	240	453

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資証券	101,000	102,402	1,402

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
2,645,479	189,953	45,474

（デリバティブ取引関係）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。 ２．キャッシュ・バランス型年金制度 （１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高　308,325千円 勤務費用　116,203 利息費用　653 転籍　2,700 数理計算上の差異の発生額　9,846 退職給付の支払額　△38,017 過去勤務費用の発生額　－ 退職給付債務の期末残高　399,712 （２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務　399,712 未認識数理計算上の差異　△17,659 貸借対照表に計上された負債の額　382,052 （３）退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用　116,203 利息費用　653 数理計算上の差異の費用処理額　3,688 過去勤務費用の費用処理額　－ 確定給付制度に係る退職給付費用　120,544 （４）数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率　0.40 ％ ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,589千円であります。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。 ２．キャッシュ・バランス型年金制度 （１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高　399,712千円 勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の発生額　△4,396 退職給付の支払額　△60,833 過去勤務費用の発生額　78,267 退職給付債務の期末残高　539,048 （２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務　539,048 未認識数理計算上の差異　△7,606 未認識過去勤務費用　△78,267 貸借対照表に計上された負債の額　453,175 （３）退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の費用処理額　5,657 過去勤務費用の費用処理額　－ 確定給付制度に係る退職給付費用　131,956 （４）数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率　0.44 ％ ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、74,862千円であります。

（税効果会計関係）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）	第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用　447,122千円	未払費用　745,684千円
退職給付引当金　116,984	退職給付引当金　138,762
長期未払費用　218,787	長期未払費用　302,871
無形固定資産　213,147	無形固定資産　207,399
その他　356,948	その他　480,797
小計　1,352,990	小計　1,875,515
繰延税金資産合計　1,352,990	繰延税金資産合計　1,875,515
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△37,425	その他有価証券評価差額金　△429
小計　△37,425	小計　△429
繰延税金負債合計　△37,425	繰延税金負債合計　△429
繰延税金資産純額　1,315,564	繰延税金資産純額　1,875,085
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.62 %	法定実効税率　30.62 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目　3.74 %	賞与等永久に損金に算入されない項目　3.06 %
その他　△0.05 %	その他　0.15 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率　34.31 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　33.83 %
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	26,069,145	8,163,247	4,447,923	38,680,316

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
34,853,688	3,826,628	38,680,316

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	36,507,456	10,477,787	4,830,349	51,815,594

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
46,436,867	5,378,726	51,815,594

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	49百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,103,810 3,737,721 11,053,082	未払費用	637,026
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	11,212百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外費用	272,615	未払費用 一年内返済予定の関係会社長期借入金 長期未払費用 関係会社長期借入金	803,710 4,000,000 1,203,974 2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２～2.5年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	42,859	短期貸付金 未払費用	13,342,808 359,915
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	306,046

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	128百万ドル	投資顧問業	被所有 間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,541,068 5,286,529 14,970,069	未払費用	365,955
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外費用	769,575	未払費用 一年内返済予定の関係会社長期借入金 長期未払費用 関係会社長期借入金	1,155,551 2,000,000 1,834,697 5,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
役員及び個人主要株主等
　該当事項はありません。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	63,078	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,685,566 59,590 909,832
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	605,697

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第26期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）		第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	
１株当たり純資産額	1,671,361円97銭	１株当たり純資産額	2,269,579円81銭
１株当たり当期純利益金額	414,851円50銭	１株当たり当期純利益金額	611,313円01銭
損益計算書上の当期純利益	2,655,049千円	損益計算書上の当期純利益	3,912,403千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,655,049千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,912,403千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第28期　中間会計期間末 （2022年６月30日）
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		5,011,878
短期貸付金		19,533,512
支払委託金		12
前払費用		283,666
未収委託者報酬		3,926,648
未収運用受託報酬		1,546,382
未収収益		104,891
その他流動資産		610
流動資産計		30,407,602
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		298,297
無形固定資産計		298,297
投資その他の資産		
長期差入保証金		45,208
繰延税金資産		1,098,557
その他の投資等		265,603
投資その他の資産計		1,409,369
固定資産計		1,707,666
資産合計		32,115,268

		第28期　中間会計期間末 （2022年６月30日）
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		104,154
未払金		1,766,024
未払費用		2,677,333
一年内返済予定の関係会社長期借入金		7,000,000
未払法人税等		745,821
未払消費税等	＊１	334,085
賞与引当金		563,405
その他流動負債		197,486
流動負債計		13,388,311
固定負債		
退職給付引当金		511,462
長期未払費用		1,140,021
固定負債計		1,651,483
負債合計		15,039,795
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		16,195,473
利益剰余金合計		16,195,473
株主資本合計		17,075,473
純資産合計		17,075,473
負債・純資産合計		32,115,268

(2) 中間損益計算書

		第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		18,006,716
運用受託報酬		5,663,445
その他営業収益		2,536,407
営業収益計		26,206,568
営業費用及び一般管理費		22,546,386
営業利益		3,660,182
営業外収益	＊１	433,449
営業外費用	＊２	117,932
経常利益		3,975,700
税引前中間純利益		3,975,700
法人税、住民税及び事業税		647,607
法人税等調整額		776,957
中間純利益		2,551,135

重要な会計方針

項目	第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。 (3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
４．収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

項目	第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）
	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
５．その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

項目	第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）
時価の算定に関する会計基準等の適用	「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第28期　中間会計期間末 （2022年６月30日）
＊１　消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）
＊１　営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬　376,485千円 受取利息　56,684千円
＊２　営業外費用のうち主要なもの	為替差損　79,190千円 支払利息　33,291千円

（リース取引関係）

第28期　中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第28期　中間会計期間末（2022年６月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	7,000,000	7,000,000	－
負債計	7,000,000	7,000,000	－

（注）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	－	7,000,000	－	7,000,000
負債計	－	7,000,000	－	7,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

一年内返済予定の関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第28期　中間会計期間末（2022年６月30日）

その他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第28期　中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第28期　中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

１．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第28期　中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	18,006,716	5,663,445	2,536,407	26,206,568

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
23,183,079	3,023,489	26,206,568

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第28期　中間会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年６月30日）	
１株当たり純資産額	2,668,042円67銭
１株当たり中間純利益金額	398,614円85銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
（１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）	
中間損益計算書上の中間純利益	2,551,135千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	2,551,135千円
差　　額	－千円
期中平均株式数 普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第28期　中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 （2021年12月末日現在）	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	128百万米ドル (14,723百万円 １米ドル＝105.02円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 （2022年3月末日現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 （2022年3月末日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

２【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチ・フレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
- 金融商品取引法上の目論見書である旨
- 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
- 金融商品取引業者登録番号
- 目論見書の使用開始日
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ダイワファンドラップ　アクティブ・シリーズを構成するファンドの１つである旨

(2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。

(4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年３月４日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　健　志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年８月10日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　涉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）の2021年６月16日から2022年６月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）の2022年６月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年９月５日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年２月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　涉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）の2022年６月16日から2022年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）の2022年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年６月16日から2022年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。